

矢板市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年5月

矢板市通学路安全対策推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国県の要請・指導のもと、本市では、平成24年7月、市立小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を行うとともに、平成26年10月には「矢板市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携・対策を講じることで、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。

2 矢板市通学路安全対策推進協議会

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「矢板市通学路安全対策推進協議会」を設置し、本プログラムを策定しました。毎年通学路の危険箇所の把握や対策等について、連絡調整及び情報交換を行うため、会議を開催しています。

【組織の構成】

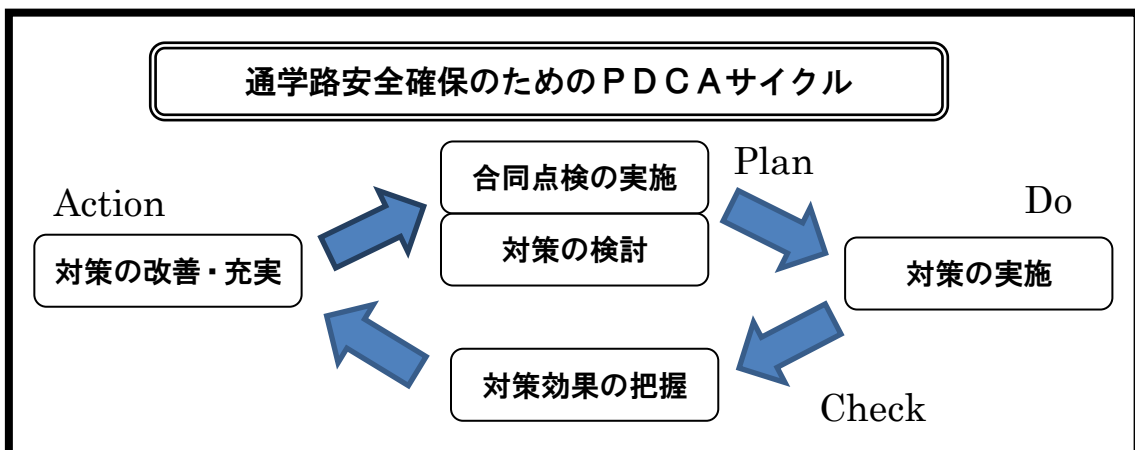
- ・ 国土交通省宇都宮国道事務所
- ・ 地域関係団体
- ・ 矢板土木事務所
- ・ 矢板市市民生活部生活環境課
- ・ 矢板警察署
- ・ 矢板市建設部建設課
- ・ 矢板市小中学校長会
- ・ 矢板市教育部教育総務課
- ・ 矢板市PTA連絡協議会

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関が連携して合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握もを行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 危険箇所把握及び合同点検の実施

○危険箇所の把握

- ・危険箇所調査の実施。(※学校へ依頼、調査サイクルは1年とする。)
- ・情報の収集／学校、保護者、地域住民、自治会、一般ドライバー等から危険箇所の情報を関係機関で随時受け付けます。

○合同点検の実施

- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、推進協議会において、新たに危険箇所としてあがってきた箇所など重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検は、小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加し行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、道路整備・カラー舗装・歩道整備・注意喚起看板、横断歩道及び信号機設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策について、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対象箇所図」を作成し公表します。

【添付資料】

別添 1 対策一覧表

別添 2 対策箇所図